

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立土居中学校

はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、市や学校、地域において、様々な取組を行ってきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である」、「したらいかんことはいかん」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、市民総ぐるみで子どもの心を育てていかなければならない。

本校では、学校の教育目標「土居中魂 ～共生・共学・協働 そして自立～」達成のため生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進し、生徒をいじめの加害者にも被害者にもさせないという目的の下、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携していじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【基本理念】

- ・ 人間尊重に徹し、学校の内外を問わず、全ての生徒が安心して生活ができる環境づくりに最善を尽くす。
- ・ 生徒の心に寄り添い、いじめの兆候を見逃さず、迅速な対応により早期解決を図る。
- ・ 相談活動やいじめの防止体制を整え、家庭や地域、関係機関等との連携を図る。

(2) いじめの禁止

生徒等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第 4 条）

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

(4) いじめの様態

いじめの様態について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 具体的ないじめの様態 》

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、物を壊されたり、捨てられたりする
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(5) いじめ問題の理解

全ての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こ

り得る」という認識をもち、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下のア～クは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ク いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- イ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 人間尊重に徹し共に向上をめざす生徒の育成を展開する。
- イ 人権教育の充実により、豊かな情操や道徳心、規範意識や自尊心を養う。
- ウ すべての教育活動を通じて心の育成を図る。

(3) 道徳教育の充実

- ア 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。
- イ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、全ての教育活動を通じて心の育成を図る。

(4) 体験活動の充実

- ア 体験活動の充実を図り、コミュニケーション能力やソーシャルスキルの獲得を進める。
- イ 学びあい学習の充実に努め、心の通う人間関係づくりの習得に努める。

(5) 児童生徒の主体的な活動（児童会・生徒会活動）

- ア 生徒会活動の充実を図り、仲間意識に支えられた集団づくりを進める。
- イ 生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
- ウ 生徒相互による、いじめ撲滅運動の推進を行う。

(6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

- ア 基礎的・基本的な学力の定着を図り、分かる喜びのある授業づくりを行う。
- イ 生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫をし、一人一人が活躍できる学習活動を推進する。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ア 生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を育成するためのコミュニケーション活動を重視した特別活動を充実する。
- イ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

(8) 相談体制の整備

- ア 心の教室相談員・スクールカウンセラーの活動を周知し、相談の窓口として、生徒や保護者が

相談活動を行うことができるようにする。

イ 相談室を相談活動の拠点とし、プライバシーに配慮した設備を充実させる。

ウ 相談室に登校する生徒が出たときには、学力保障のため、実態に応じて独自のカリキュラムを作成し、相談員と教科担任が学習を支援する。

エ 定期的に教育相談の実施や生活悩み調査の実施を行う。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 情報モラルに関する生徒への指導を充実させるとともに、保護者にも啓発する。

イ インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合の連絡体制の充実を図る。

ウ インターネットを通じてのいじめが発生した場合は、生徒や保護者を支援し、関係機関や関係団体と連携する。

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 発達障がい等がある生徒は、対応や状況によって、いじめの被害者にも加害者にもなり得る可能性が高いことを認識し、教職員が共通理解を持って当たる。

イ 特別支援教育コーディネーターを中心に、個別支援計画等を活用して、生徒一人一人の実態を的確に把握し、特性を理解し特性に応じた適切な支援を行う。

ウ 生徒や保護者にも発達障がい等についての理解を深めるための啓発を行い、集団づくり、仲間づくり等の人間関係を学ぶ指導を積極的に取り入れていく。

(11) 校内研修の充実

ア いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

イ 生活悩み調査の分析や事例研究など、実態に即した実効性のある研修を行う。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 学校をまたいでいじめが発生した場合は、学校同士が連携を取り合って適切な対応ができる体制を整える。

イ 生徒指導主事が窓口となって小中高の連携を図り、生徒に関する情報交換を密にする。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

いじめ防止のため、学校いじめ基本方針に基づき、いじめ防止等の対策のため以下の組織を確立し、対策を推進していく。

(1) 名称 「学校いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、企画委員、生徒支援教員、心の教室相談員、スクールカウンセラー

※ 必要に応じて外部専門機関等と連携する。

(3) 活動内容

定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、教職員の研修や生徒への対応などを確認し、いじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための研修

(ア) 子どもの声に耳を傾ける。

○ 教育相談の充実を図り、定期的に全校生徒に対して相談活動を行う。

○ 生活ノート(ましみず)を通じた人間関係づくりや生活悩み調査等の実施により早期の発見に努める。

(イ) 子どもの行動を注視する。

○ 「生徒の活動場所には常に教師がつく」ことを教師の基本姿勢として徹底し、死角を作らないように生徒を見守る。

○ 「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を定期的に確認する。

イ アンケート等調査の工夫

(ア) いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

○ 生徒対象で「生き方アンケート」や「生活についてのアンケート」の調査

年3回（5月、12月、2月）

- 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年3回（6月・12月・2月）

ウ 相談活動の充実

（ア）生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用
- 心の教室相談員の活用
- 生活ノート（ましみず）による相談活動の充実

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

- （ア）PTAの諸会合において保護者への啓発を行い、いじめ防止に関する理解を深める。
- （イ）保護者や地域、関係機関等との連携を図り、連絡体制の充実に努める。
- （ウ）スクールカウンセラー便りの発行等を通じた相談活動の周知徹底を行う。

オ 地域及び関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、四国中央市の「学校いじめ問題調査委員会」を開き、警察や法務局、東予子ども・女性支援センターなど関係機関との適切な連携を推進する。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

いじめの防止等のための取組の効果を検証するために、「学校評価アンケート」を活用し次のように達成目標を設定する。

- （ア）楽しく学校生活を過ごしているか。 肯定的な回答90%以上
- （イ）学校行事は楽しく、充実しているか。 肯定的な回答90%以上
- （ウ）部活動は、充実した活動になっているか。 肯定的な回答90%以上
- （エ）先生は、分かりやすい、授業を行っているか。 肯定的な回答90%以上
- （オ）いじめのない楽しい学級づくりに努めているか。 肯定的な回答90%以上
- （カ）いじめや差別を許さないという心情は高まっているか。 肯定的な回答90%以上
- （キ）いじめや差別をなくすための実践力は高まっているか。 肯定的な回答90%以上

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

年2回「学校評価アンケート」（7月、12月）を実施し、職員会で目標の達成状況の評価と取組の検証を行い、課題を明確にするともに改善に向けた具体的な道筋を明らかにし、全校体制で改善に向け取り組む。

また、第2回の「学校評議員会及び学校関係者評価委員会」で目標の達成状況と具体的な改善策を示し、第三者による適切な指導・助言を仰ぐ。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学 期	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・方針の確認と指導計画 ・引継ぎ事項の確認と情報の共有 ○学年会 ・チェックリストでの確認	○学級づくり・学年づくり ○行事を通じた人間関係づくり【自然の家等】 ○学年集会	○生活アンケートの実施 ○教育相談 ○個別懇談 ○学校評価アンケート
夏 休 み	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・事例研究等職員研修 ・情報の共有		

2 学 期	○職員会 ・情報の共有 ○学年会 ・チェックリストでの確認	○行事を通した人間関係づく り【体育祭・修学旅行・遠足 文化祭等】 ○学年集会	○生活アンケートの実施 ○教育相談 ○個別面談 ○学校評価アンケート
3 学 期	○学校いじめ防止対策委員会 の開催 ・本年度のまとめ ・課題の検討	○行事を通した人間関係づく り【全校人権集会】	○生活アンケートの実施 ○教育相談 ○個別面談

(5) アンケートの実施・考察

- ア 生徒対象に「生き方アンケート」(資料1)を年度当初に実施し、実態把握に努め「いじめの根絶」「差別解消」に向けた授業を実践する。また、必要に応じ、継続した教育相談を実施し、全教職員で問題の解決を図る。
- イ 「生活についてのアンケート」(資料2)を年3回(5月、12月、2月)実施し、必要に応じ教育相談を通し聞き取り調査を行い、全教職員で問題の解決を図る。
- ウ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」(資料3)等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

4 いじめが発生した場合の組織の設置

学校においていじめを確認した場合は、迅速かつ的確な対処をするために、以下の組織を立ち上げ対策を講じていく。

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会(仮)」

(2) 構成員 校長、教頭、企画委員、生徒支援教員、心の教室相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員、その他の関係者で構成
※ 必要に応じて、外部機関と連携し構成する。

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に示す。

イ 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告するとともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置(緊急避難等が必要な場合)

カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- (1) 調査組織「いじめ問題調査委員会(仮)」を開く。
- (2) 対応
 - ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。
- (3) 報告
 - ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。
- (4) 調査協力
 - ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。
- (5) 調査結果の提供
 - ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
 - ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

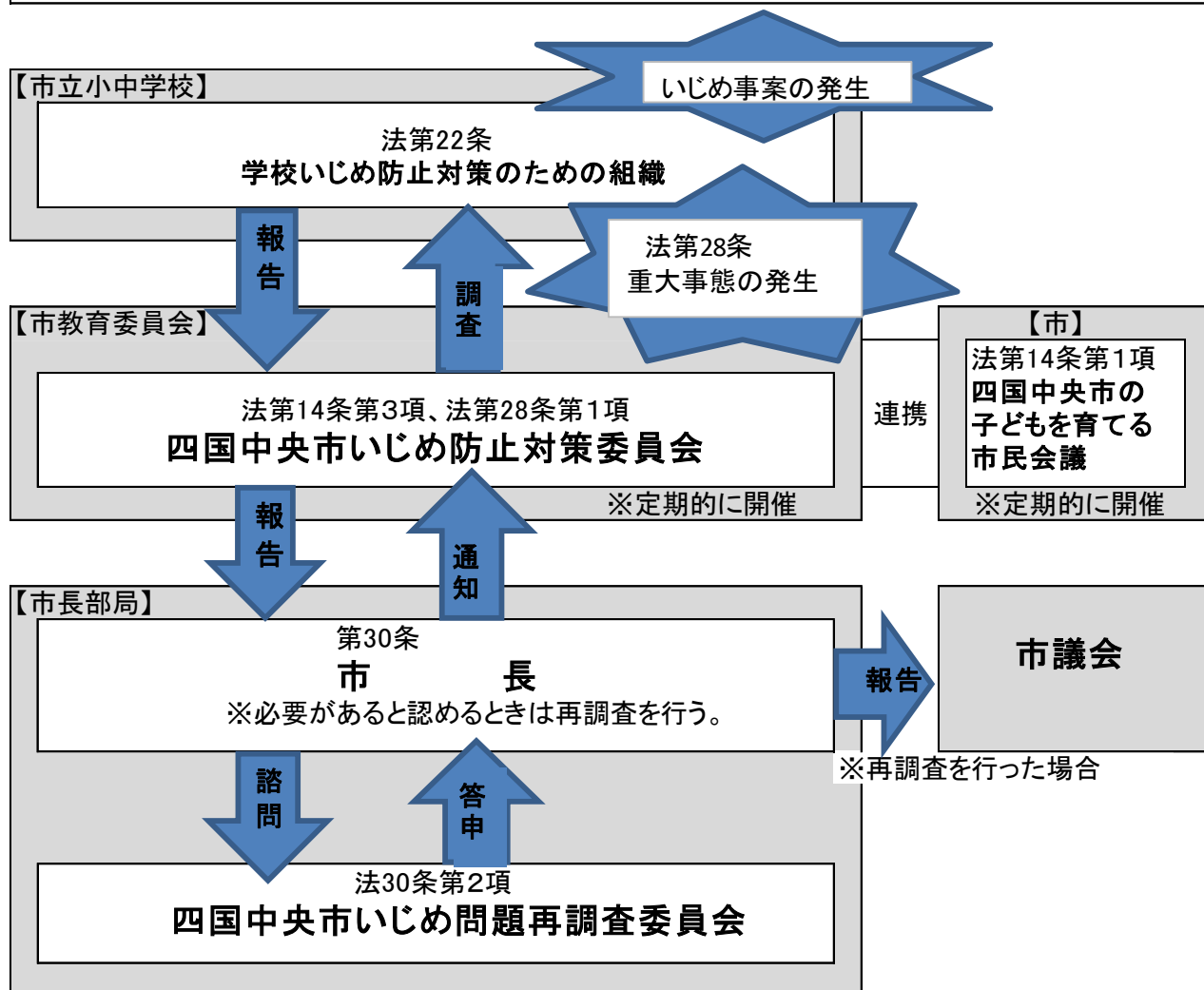
6 学校評価

- ・ いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

- ・ 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する

市が設置するいじめの未然防止並びに調査のための組織



学校教育法（抄）

昭和 22 年 法律第 26 号

（児童の出席停止）

第 35 条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

参考資料

四国中央市立学校の児童及び生徒に係る出席停止の命令の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、四国中央市立小学校設置条例(平成16年四国中央市条例第56号)別表に規定する小学校及び四国中央市立中学校設置条例(平成16年四国中央市条例第57号)別表に規定する中学校の児童又は生徒(以下「児童等」という。)に係る出席停止の命令の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(校長の具申)

第2条 校長は、児童等が法第35条第1項各号に規定する行為を繰り返す等により他の児童等の教育に妨げがあると認める場合で、当該児童等又は当該児童等の保護者(以下「保護者」という。)に対し学校が指導を行ったにもかかわらず、学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、当該児童等の出席停止(以下「出席停止」という。)について四国中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に意見具申を行わなければならない。

2 前項の意見具申は、出席停止に関する意見具申書(様式第1号)に教育委員会が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(意見聴取の通知)

第3条 教育委員会は、法第35条第2項の規定により保護者の意見を聴取する場合は、あらかじめ意見聴取に係る通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。

(出席停止の決定)

第4条 教育委員会は、校長の具申及び保護者からの意見の聴取内容等により総合的に判断し、出席停止の決定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する出席停止の決定をした場合は、出席停止決定通知書(様式第3号)により保護者に通知するものとする。

(状況報告)

第5条 校長は、教育委員会に出席停止期間中の状況を随時報告しなければならない。

(出席停止期間変更)

第6条 校長は、出席停止期間の短縮又は延長が必要と判断した場合は、教育委員会に出席停止期間変更に関する意見具申書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による判断をした場合は、出席停止期間変更通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料1 生き方アンケート

生き方アンケート

年 組 名 前

1 今までの学校生活（小学校を含む）の中で、うれしかったこと楽しかったことは何ですか？いつごろどんな内容だったか、具体的に書いてください。

--

2 今までの学校生活（小学校を含む）の中で、悲しい思いをしたり困ったこと、悩んでいることはありませんでしたか。（クラス、部活動、家庭、進路、勉強など、どんなことでもかまいません）

--

3 あなたは自分自身のことをどう思っていますか。また、自分のどんなところが好きですか。

ア いいところがある イ 少しはいいところがある ウ あまりいいところはない

自分の好きなどころ、いいなと思うところ などを書いてみよう

--

4 あなたの身のまわりでいじめや仲間はずしなどはありませんでしたか？該当するものすべてに○を付けてください。

ア 自分がいじめなどをされたことがある

イ 自分もいじめなどをしたことがある

ウ 自分のクラスや身のまわりでいじめなどが起こったことがある

☆ ○をつけた人は、いつごろ誰にどういう内容であったか、そのとき自分はどういう行動をとったのかをできるだけくわしく書いてください。

アについて	イについて	ウについて

☆ ○がつかなかった人は、このようなことがあった時、どういう行動がとれそうですか。しっかりと書いてください。

--

5 あなたはいじめについてどう思いますか？該当する記号に○をつけてください。

ア いじめる方が悪い

イ いじめられる方にも悪いところがあったらしかたがない

ウ いじめられる方が悪い

☆なぜそう思うのか理由を書いてください。

--

資料2 生活についてのアンケート

生活についてのアンケート

年 組 番 氏名

この調査は、みなさんが明るく楽しい学校生活を送れるようにするためのアンケートです。それぞれの項目で自分の気持ちや考えに一番近いものを選び、○をつけてください。これらをもとに教育相談をすることもあります。

1 現在、学校は楽しいですか。

ア 楽しい イ 楽しくない ウ どちらともいえない

2 1の質問で「ア」と答えた人に質問します。どんなことが楽しいですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。その他を選んだ人は（ ）に具体的に記入してください。

ア 授業 イ 部活動 ウ 学校行事 エ 給食や清掃 オ 先生 カ 友達との遊びや話
キ テストや勉強 ク その他（ ）

3 1の質問で「イ」「ウ」と答えた人に質問します。楽しいと答えられなかった原因は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。その他を選んだ人は（ ）に具体的に記入してください。

ア 授業 イ 部活動 ウ 学校行事 エ 給食や清掃 オ 先生 カ 友達との遊びや話
キ テストや勉強 ク その他（ ）

4 友達から（上級生、下級生を含む）いやな思いやつらい思いをさせられたことがありますか。あてはまる方に○をつけてください。

ア ある イ ない

